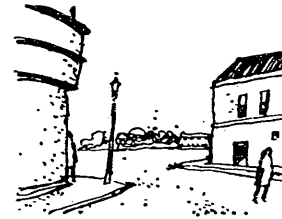


小売業高齢者への公的制度の諸問題

Rudolf Henkel (西ドイツ)



本稿には、小売業に公的高齢年金が必要であるかどうかの問題が論述されている。

小売業者の見解では、公的年金保険により、かれらが他に保障されていない高齢者と遺族への用意を要求するならば、すなわち、不完全な欠陥を補う代替となる仕組みの存在が、それによって間隙を埋めることができなれば、公的年金保険はその場合にだけ価値があるだろう。したがって、高齢・遺族保険に関する現在の状態について試みられた検討は、自営業者に対する社会保険の必要性について行なうなんらかの考察に先んじ実施されている。最近発行された中央小売業者協会による、あるサンプル調査の結果に示された問題

に、焦点が当てられている。その調査は、対象とされた小売業者の約41%が、私生命保険、私的もしくは公的年金保険、あるいはその他の方法によって、高齢もしくは遺族に対する適切な用意をしていたことを示している。適切な用意をしていないと述べた残り59%は、多くの場合数種類の制度であるが、これらの制度のうち1つ以上の仕組みで利益を受けていた。最高拠出の2分の1に基づいて公的年金保険を用いる全小売業者に提供しており、かつその調査はかれらの保護を適切と考えていない人びとでさえも、年金保険制度に加入することにより、かれらの立場を改善しようとしていないことを示している。したがって、公的年金保険による最低年金の受

給資格を、自営小売業者に保証しようとする意図は、小売業者の保護について現在存在する事実上の状況では、非現実的である。以上の状況から、公的年金保険によって間隙を埋めことができるような、不十分な欠陥を補う代替の仕組みは、存在していない。

総数56万人の自営小売業者のうち、約29万人は、かれらが小売業だけに従事していないので、一般に中央小売業者協会の加入者ではない。したがって、調査結果はこの検討の対象とされたグループを代表していないし、また、高齢に対する用意について、かれらの立場はほとんど知られていない。しかし、これらの小売業者は、小売業で取得したかれらの些細な収入に基づいて行なわれる適用には、なんらの要求ももっていないと思われる。事実、かれらは、自営業でないかれらの本来の職業を通じて、高齢・遺族年金の受給資格を要求することができるので、かれらの些細な収入で適用を受ける必要はない。この限りにおいて、欠陥を補う代替の仕組みは、ここには存在していない。

調査結果に照らして、自営小売業者に対する公的社会保険は必要がないという結論に達する。これに関連して、現実的な事実に対する参照なしに、数年間討議を継続することができるということも、興味のあることである。

Problems Involved in Statutory Provision for Old Age in Retail Trading,
 "Zur Problematik einer Gesetzlichen Altersversorgung für den Einzelhandel I",
Deutsche Versicherungszeitschrift No. 12. 1968, pp. 313-317, No. 57, '69.

(平石長久 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

エル・サルヴァドルの社会保険制度

中米の一隅、つまりメキシコの南に、エル・サルヴァドルという国がある。この国に社会保険制度が初めて設けられたのは、第2次世界大戦直後の1949年であった(労働災害補償の制度は、1911年にすでに実施されていた)。1949年法による制度は、その後に制定された1953年の法律による制度で改正され、現在、後者の制度が実施されている。

制度は、商工業の被用者に適用されることになっているが、現在では、従業員5人未満の事業所や月収500コロン以上の者は、適用を除外されている。この制度でカバーされるのは、原則として、(1) 疾病と業務外の傷害 (2) 業務上の産業災害と職業病 (3) 出産、(4) 老齢、(5) 死亡、および (6) 自発的失業の事故とされている。しかし、制度の経験も浅いし、不安定な財政から、当初では、(1)、(2)、(3)の事故だ

けが取上げられることになり、現在これらの部門の給付活動が行なわれている。いずれ、各種の条件が整備されると、適用や事故の対象を次第に拡大したり、給付水準を上げることが計画されている。

この社会保険制度は、サルヴァドル社会保険公社と呼ばれる自治的な管理機関により、自主的に運営されている。制度の主要な財源は、労使双方と政府の拠出で調達されることになっており、それぞれの負担割合は、労働者が25%、使用者が50%、政府が25%となっているが、拠出率はそれぞれ2.5%、5%、2.5%である。財政について付言すれば、給付活動に充当される資金以外に、緊急の準備金が中央準備銀行(Banco Central de Reserva)に保管されており、その他は投資活動に当てられる。なお、年度末の剰余金は、活動の拡張や改善に充当される仕組みとなっている。

(平石長久 社会保障研究所)